

6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800

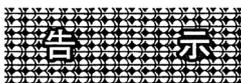
に改め、同表の6のアの(イ)中「5万円」を「5万1,500円」

に改め、同6のイの(イ)のⅠ中「70万6,000円」を「71万7,000円」に改め、同(イ)のⅡ中「34万3,000円」を「34万8,000円」に改め、同表の8のウの(イ)中「4,800円」を「5,200円」に、「5,100円」を「5,500円」に、「5,600円」を「6,000円」に改め、同表の9のウ中「21万9,100円」を「22万6,100円」に、「17万5,200円」を「18万800円」に改め、同表の11のウの(ア)中「3,500円」を「3,600円」に改め、同ウの(イ)中「5,500円」を「5,700円」に改め、同表の12のイ中「スコップ」を「スコップ」に、「13万8,700円」を「14万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和6年7月9日から適用する。

危機管理防災課



長野県告示第546号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年10月24日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
駒ヶ根市赤穂20の357から20の359まで
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第547号

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行します。

令和6年10月24日

長野県知事 阿部 守一

別表第2中「株式会社りそな銀行」を削る。

会計課

長野県北アルプス地域振興局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和6年10月3日付けで北アルプス広域連合の規約の変更を許可しました。

令和6年10月24日

長野県北アルプス地域振興局長 齋藤 政一郎

市町村課

長野県長野建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

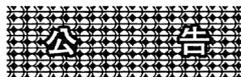
その関係図面は、告示の日から令和6年11月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年10月24日

長野県長野建設事務所長 坂口 一 俊

- 路線名 長野菅平線
- 供用を開始する区間
長野市大字稲葉字北村沖2643番の1地先から
長野市大字稲葉字北村沖2664番の1地先まで
- 供用を開始する期日 令和6年10月24日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年10月24日

長野県知事 阿部 守 一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐久小田井ショッピングセンター
佐久市小田井613番地1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社タカサワマテリアル
佐久市野沢94番地1
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
アーケランズ株式会社	坂本 晴彦	新潟県三条市上須頃445番地
ウエルシア薬局株式会社	田中 純一	東京都千代田区外神田二丁目2番15号
株式会社三喜	野田 孝文	千葉県柏市中央町4-20
株式会社ワシントン靴店	北川 裕久	富山県富山市婦中町青島401